

# 競争法コンプライアンス指針

一般社団法人日本アルミニウム合金協会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 一般社団法人日本アルミニウム合金協会（以下「協会」という。）は、協会における活動が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という。）に抵触しないことを前提とし、協会の活動が競争法上の疑義を惹起されることなく、日本のアルミニウム合金業界全体の発展に寄与し続けるために活発に行われることを目的として、本指針を定める。

### (禁止行為)

第2条 協会、事務局役職員及び会員は、協会の活動を通して、競争法に抵触する行為（一定の情報交換を含む。）を行ってはならないものとする。

### (適用範囲)

第3条 本規程は、協会におけるすべての活動に適用される。

### (責任者及び担当部署)

第4条 本協会の競争法コンプライアンスに係わる業務は、専務理事が統括し、総務部が所掌する。

## 第2章 統計情報

### (統計業務)

第5条 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、専務理事により指名された事務局の役職員が行うものとし、会員の役職員は行わないものとする。

- 2 統計業務に携わる事務局役職員は、協会が会員から収集した情報が外部に流出しないよう厳重な情報管理を行うものとする。

(統計情報の提供)

第6条 協会が、会員に対して、競争の重要な手段に係る統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を惹起することのないよう、以下の情報に限り提供するものとする。

- ① 収集から比較的短期間で提供する速報性の高い情報については、概括的かつ具体的な個社情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみを提供する。
- ② 個社情報を含む情報については、競争法上適切な一定期間経過した過去の情報のみを提供するものとする。
- ③ ②号に拘わらず、会員が一般に公開した情報で誰もが容易に収集できるものについては、協会が情報を収集し、会員各社に提供することができる。

- 2 協会が将来予測値を公表する際には、産業全般における概括的な集計数値に限るものとし、具体的な個別会員の情報又はこれらが特定されるおそれのあるものを提供してはならない。

### 第3章 会合の運営

(会合における禁止事項)

第7条 協会の会合（委員会、部会、ワーキンググループ、懇親会など）には、原則として、協会役職員が1名以上出席してコンプライアンスの遵守に努めるものとし、会合では、次に掲げる事項について話題とし、または合意を形成してはならない。

- ① 価格の決定、維持、引き上げ等に関する議論や情報交換、またはそれらに関する合意を形成すること。
- ② 生産量、生産能力、在庫、市場占有率などの数量に関する議論や情報交換、またはそれらに関する合意を形成すること。
- ③ 設備の増設又は廃棄等、顧客・販路等についての議論や情報交換、またはそれらに関する合意を形成すること。
- ④ 技術制限や市場分割につながる可能性のある議論や情報交換、またはそれらに関する合意を形成すること。
- ⑤ その他、法令上あるいは社会通念上コンプライアンスの観点から適切でないと判断される事項。

(会合の出席者)

第8条 会議においては、会員の役職員から議事進行を司る議長を定めるものとする。

2 会議には、原則として、事務局の役員もしくは職員が必ず出席するものとする。

(事前確認)

第9条 議長及び委員会に出席する事務局の役職員は、会議において予定される議題及び配布される資料について、会議の開催に先立ち、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかを確認するものとする。

(議事進行)

第10条 会合において、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、議長は、発言者に発言をやめるよう注意するものとする。

2 前項にもかかわらず、発言者が競争法上問題となるおそれのある発言をやめない場合には、議長は、以下の措置をすべて採るものとする。

- ① 議事録への記載
- ② 会議の閉会
- ③ 事務局のコンプライアンス担当部署への報告

(事務局役職員の役割)

第11条 会合に出席する事務局の役職員は、参加者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断するときは、議長に対して発言者を注意するよう促す等、議長の議事進行を補助するものとする。

(議事録等の作成・管理)

第12条 会合に出席した協会役職員または各会合で議事録作成を担当する者は、各会合が適切に行われたことを示すため、原則として議事録を作成する。

第4章 研修

第13条 協会役職員は、必要の都度、外部セミナーへの参加などを通じて、競争法コンプライアンスの知識・意識の向上に努める。

## 第5章 通報

第14条 協会会員または役職員が、本指針に照らして不適切な行為を行ったと思われる通報が会員・役職員・その他外部よりあった場合は、専務理事が通報を受けて適切な対応を行い、その結果を関係委員会および理事会に報告しなければならない。

## 第6章 不適切な行為への処分

第15条 協会役職員が本指針に照らして不適切な行為をした場合、協会役職員は、協会規定に基づき、厳正に処分される。協会会員の役職員が本指針に照らして不適切な行為をした場合は、当該会員のコンプライアンス担当部署に報告し、対応措置を求める。

## 第7章 本指針の取扱い

第16条 本指針の適用および改廃等は、理事会の承認を受けて行う。

付則

この指針は、平成28年10月1日より適用する。

以上